

登録取扱機関へご提出ください。



M 0 4

中小企業倒産防止共済 掛金納付掛止届出書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

次のとおり、掛金納付の掛止を届け出ます。

整理番号
(機構使用欄)

共済契約者記入欄(記入日時点の情報をご記入ください。)

※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共 済 契 約 者	共済契約者番号	A	記入日	令和	年	月	日
	郵便番号	—	電話番号	—	—	—	—
	事業所の所在地	都道府県					
	事業所の名称						
代表者氏名または 個人事業主氏名	(姓)					(名)	

届出内容

中小企業倒産防止共済法第 14 条第 4 項の規定により、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金総額が掛金月額額の 40 倍に相当する額に達しました(達します)ので今後の掛金については納付しないことを届出ます。

なお、貴機構が本申出書を受理される前に、既におこなった掛金の請求手続きにより掛金が納付された場合は、貴機構所定の方法により処理されても異議ありません。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出内容に誤りがないことを確認しました。	取扱年月日	令和	年	月	日
所在地	委託団体番号				
名称	金融機関・ 店舗コード			—	
電話番号	担当者名				

注意事項

- 掛金納付掛止開始年月は、届出月の 5 日までに機構が受理した場合は届出月から、6 日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。
- 共済金の貸付けを受けたことにより、または共済金の償還及び一時貸付金の償還を怠り、納付された掛金をもって共済金の償還若しくは違約金の納付、一時貸付金の償還若しくは違約金の納付に充当したため、掛金総額が、掛金月額額の 40 倍に相当する額を下まわった場合には、掛金の納付を再開します。
- 掛金の納付再開後、掛金総額が掛金月額額の 40 倍に達し、再度掛金の納付掛止をするときには、あらためて本届出書を提出してください。
- 届出月以前の掛金に未納がある場合は、その未納分は掛止にはならず、請求が出続けます。
- 掛止期間は掛金納付月数には集計されません。掛金納付月数によって共済契約解約時の解約手当金の支給率が異なりますのでご注意ください。
- 掛金総額が掛金月額額の 40 倍に相当する額に達する以前に本届出書を提出する場合は、達する月の 4 か月前からとってください。

《個人情報利用目的について》

機構が掛金納付掛止届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成の業務に利用します。

中小企業倒産防止共済掛金納付掛止届出書の記入例

申込者の記入箇所は、朱書きの部分となります。

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→代理店→機構

令和4年4月第1版

記入例

登録取扱機関へご提出ください。

中小企業倒産防止共済
掛金納付掛止届出書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

整理番号
(機構使用欄)

次のとおり、掛金納付の掛止を届け出ます。

共済契約者番号
必ず記入してください。

共済契約者番号は契約締結証書または機構からの通知物に記載されています。

共済契約者欄
機構の届出しているご契約者の内容を記入してください。

共済契約者記入欄(記入日時点の情報をご記入ください。)
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者番号	0000000000	記入日	令和01年07月01日
郵便番号	105-8453	電話番号	050-5541-7171
事業所の所在地	東京(郵便) 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル		
事業所の名称	株式会社 経営セーフティ共済		
代表者氏名または個人事業主氏名	(姓) 共済	(名) 太郎	

届出内容

中小企業倒産防止共済法第14条第4項の規定により、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達しました(達します)ので今後の掛金については納付しないことを届出ます。

なお、貴機構が本届出書を受理される前に、既におこなった掛金の請求手続きにより掛金が納付された場合は、貴機構所定の方法により処理されても異議ありません。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出内容に誤りがないことを確認しました。	取扱年月日	令和 年 月 日
所在地	委託団体番号	
名称	金融機関・店舗コード	
電話番号	担当者名	

注意事項

- 掛金納付掛止開始年月は、届出月の5日までに機構が受理した場合は届出月から、6日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。
- 共済金の貸付けを受けたことにより、または共済金の償還及び一時貸付金の償還を怠り、納付された掛金をもって共済金の償還若しくは違約金の納付、一時貸付金の償還若しくは違約金の納付に充当したため、掛金総額が、掛金月額額の40倍に相当する額を下まわった場合には、掛金の納付を再開します。
- 掛金の納付再開後、掛金総額が掛金月額額の40倍に達し、再度掛金の納付掛止をするときには、あらためて本届出書を提出してください。
- 届出月以前の掛金に未納がある場合は、その未納分は掛止にはならず、請求が継続します。
- 掛止期間は掛金納付月数には集計されません。掛金納付月数によって共済契約解約時の解約手当金の支給率が異なりますのでご注意ください。
- 掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達する以前に本届出書を提出する場合は、達する月の4か月前からとってください。

《個人情報利用目的について》

機構が掛金納付掛止届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成の業務に利用します。